

加賀市木造住宅簡易耐震診断事業実施要綱

平成24年6月29日

告示第155号

改正 平成27年3月31日告示第59号

平成29年3月31日告示第40号

平成30年9月30日告示第214号

(趣旨)

第1条 この告示は、加賀市耐震改修促進計画に基づき木造住宅の耐震改修を促進するために、木造住宅簡易耐震診断に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けている者のうち、一般財団法人日本建築防災協会が主催又は共催する講習会を修了した者で、社団法人石川県建築士事務所協会が実施する講習会を受講し、社団法人石川県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。
- (2) 診断業務機関 市長と加賀市木造住宅簡易耐震診断業務の委託契約を締結した機関をいう。
- (3) 木造住宅 軸組工法による木造の住宅(併用住宅であって住宅部分の面積が全体の2分の1以上のものを含む。)で、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものをいう。
- (4) 木造住宅簡易耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に基づき、既存建築物の地震に対する安全性を評価する一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を評価及び判定することをいう。

(対象住宅及び対象者)

第3条 この告示に基づき木造住宅簡易耐震診断を行うことができる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に存する木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、過去に市の補助金を受けて耐震診断を行ったもの及び他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となるものを除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した一戸建ての木造の住宅又は店舗等併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)
 - (2) 平屋建て又は2階建てのもの
 - (3) 在来軸組構法によって建築されたもの
- 2 木造住宅簡易耐震診断を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、住宅の所有者(所有する予定の者を含む。)又は居住者(居住する予定の者を含む。)とする。
 - 3 市長は、特に必要があると認めるときは、現に住宅の所有者である者の配偶者、父母又は子である者等を対象者とするすることができる。
 - 4 木造住宅簡易耐震診断を受けようとする者(以下「申請者」という。)が加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等を滞納しているときは、当該申請者に対して同条第1項に規定する特別措置を実施するものとし、その手続に関しては、加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)の例による。

(木造住宅簡易耐震診断の申請)

第4条 申請者は、木造住宅簡易耐震診断申込書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(木造住宅簡易耐震診断の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、木造住宅簡易耐震診断の実施の可否を決定するとともに、診断業務機関に木造住宅耐震診断士の派遣を依頼するものとする。

- 2 市長は、第1項の審査の結果、木造住宅簡易耐震診断を実施することを決定したときは、木造住宅簡易耐震診断決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、木造住宅簡易耐震診断を実施することを決定したときは、木造住宅簡易耐震診断却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(木造住宅簡易耐震診断の取消し)

第6条 市長は、前条第2項の規定により木造住宅簡易耐震診断の実施の通知を受けた者(以下「事業対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、木造住宅簡易耐震診断の決定を取り消すことができる。

- (1) 故意に事実と異なる申請を行ったとき

- (2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき
 - (3) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき
- (木造住宅耐震診断士が行う木造住宅簡易耐震診断)

第7条 派遣された木造住宅耐震診断士が行う木造住宅簡易耐震診断は、原則、現地調査を行わないものとし、事業対象者から提出された木造住宅簡易耐震診断申込書及び現況図面に基づき木造住宅簡易耐震診断を行うものとする。ただし、現況図面がない場合又は事業対象者が希望する場合は、木造住宅耐震診断士が目視による現地調査に基づき木造住宅簡易耐震診断を行うことができる。

- 2 前項の現地調査を木造住宅耐震診断士が行った場合、事業対象者は、当該現地調査に係る実費相当分を負担しなければならない。

(指導監督)

第8条 市長は、本事業の適正な運営を図るため、木造住宅耐震診断士に対する指導監督を行うことができる。

(結果の報告)

第9条 市長は、木造住宅耐震診断士から木造住宅簡易耐震診断の結果報告を受けたときは、当該結果を審査し、事業対象者に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第8条の規定は、この告示の施行の日以後に行われる木造住宅簡易耐震診断について適用し、同日前に行われた木造住宅簡易耐震診断については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月30日告示第214号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。